

令和6年度

三方原用水二期農業水利事業

南部幹線水路改修工事（18号分水工他）

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

項目	内容
第1章 総則	令和6年度 三方原用水二期農業水利事業 南部幹線水路改修工事（18号分水工他）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第2章 工事内容	
1. 目的	本工事は、国営三方原用水二期土地改良事業計画に基づき、南部幹線水路の改修を行うものである。
2. 工事場所	静岡県浜松市中央区高丘北地内ほか
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 【土木工事】 17号分水工 場内整備工 コンクリート舗装 A=114m ² 18号分水工 本体工 一式 花川分水工(ダクタイル鋳鉄管 φ600) L=23.03m 仮廻し管(ダクタイル鋳鉄管 φ1000) L=20.20m 23号分水工 構造物撤去 一式
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。
第3章 施工条件	
1. 工程制限	<p>(1) 18号分水工制水ゲートを関連工事で据え付けるため、令和7年1月末までに本体工事改修工事を完成させるものとする。</p> <p>(2) 本施工箇所は通年通水であるが、工事期間については、毎週月曜日午前10時～木曜日午前10時の3日間を断水して水路内施工を行うものとし、断水後は、4日間の通水期間を設けることとする。</p> <p>なお、断水には施設管理者である浜松土地改良区との協議が必要となることから、監督職員及び浜松土地改良区と十分調整を図ったうえで行うものとする。</p> <p>(3) 関連工事である県営工事施工のため、契約後に、工程調整の打合せを行う。</p>
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日／月を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。
3. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月16日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。
	なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、冬期間の冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については別に通知する。
第4章 現場条件	
1. 土質	本工事の施工場所（18号分水工）の土質は礫混じり粘土を想定している。
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 南部幹線水路改修工事(ゲート製作据付) (施工予定期限 令和6年7月29日～令和7年3月17日) 南部幹線水路改修工事(14号分水工他) (施工予定期限 令和6年8月21日～令和7年3月18日) 三方原雄踏地区用水路補修1工事(県営) (施工予定期限 令和6年8月～令和8年2月)
3. 第三者に対する措置	

項目	内容																												
(1)騒音、振動対策	<p>騒音、振動等の対策については十分に配慮とともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、施工途中において振動調査を実施し、次の基準を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>騒音基準 85db 振動基準 75db</p> <p>騒音振動調査は2測線とし、実施時期、実施場所については監督職員の指示によるものとする。第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。</p>																												
(2)濁水対策	<p>水路内作業に伴い、下流に濁水等が流れ出すおそれがある場合は、監督職員と協議し濁水処理対策を行わなければならない。</p>																												
(3)保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者を、下表のとおり配置しなければならない。</p> <p>2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th><th>配置期間</th><th>交通誘導員</th><th>編制</th><th>昼夜別</th><th>交替要員の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17号分水工 (市道葵101号線)</td><td>コンクリート舗装時</td><td>交通誘導員B 2名/日</td><td>2名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> <tr> <td>18号分水工 (市道葵101号線)</td><td>仮設桟橋設置撤去時</td><td>交通誘導員B 2名/日</td><td>2名</td><td>昼夜</td><td>無</td></tr> <tr> <td>23号分水工 (神ヶ谷志都呂線)</td><td>構造物撤去時</td><td>交通誘導員B 1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> </tbody> </table>					配置場所	配置期間	交通誘導員	編制	昼夜別	交替要員の有無	17号分水工 (市道葵101号線)	コンクリート舗装時	交通誘導員B 2名/日	2名	昼間	無	18号分水工 (市道葵101号線)	仮設桟橋設置撤去時	交通誘導員B 2名/日	2名	昼夜	無	23号分水工 (神ヶ谷志都呂線)	構造物撤去時	交通誘導員B 1名/日	1名	昼間	無
配置場所	配置期間	交通誘導員	編制	昼夜別	交替要員の有無																								
17号分水工 (市道葵101号線)	コンクリート舗装時	交通誘導員B 2名/日	2名	昼間	無																								
18号分水工 (市道葵101号線)	仮設桟橋設置撤去時	交通誘導員B 2名/日	2名	昼夜	無																								
23号分水工 (神ヶ谷志都呂線)	構造物撤去時	交通誘導員B 1名/日	1名	昼間	無																								
(4)交通対策	<p>資機材等の搬入・搬出における車両の出入りについては、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。</p> <p>18号分水工において仮設桟橋設置時は市道葵101号線を全面通行止めとする。</p>																												
(5)防塵対策	<p>防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。防塵対策として、構造物撤去工の期間中の晴天時、強風時等において散水を実施することを想定している。なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p>																												
(6)その他	<p>既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p>																												
4. 関係機関との調整	<p>関係機関との調整は、発注者側にて行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は、監督職員と調整のうえ、受注者が行わなければならない。</p>																												
第5章 指定仮設																													
1. 現場搬入路	<p>工事施工のための現場搬入路は、市道葵101号線（17、18号分水工）を利用するものとする。</p> <p>また、善良な道路使用にも関わらず、路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>現場搬入路の利用に先立ち道路管理者、上下水道管理者、都市ガス管理者と事前確認を行わなければならない。</p>																												
2. 土取場、建設発生土受入地																													
(1)発生土（搬入）	<p>本工事で発生する現地発生土搬出先及び搬出予定量は以下のとおり想定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>搬出先</th><th>搬出予定量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>馬込川水門造成地</td><td>浜松市中央区中田島地内</td><td>30m³</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>なお、残土搬出前に静岡県盛土等の規制に関する条例 第7条に規定する汚染物質に関する試験を実施しなければならない。</p>						名称	搬出先	搬出予定量	備考	馬込川水門造成地	浜松市中央区中田島地内	30m ³																
名称	搬出先	搬出予定量	備考																										
馬込川水門造成地	浜松市中央区中田島地内	30m ³																											
(2)発生土（仮置き）	<p>本工事で発生する、埋め戻しに使用する現地発生土は、南部幹線水路14号分水工西側の敷地（浜松市中央区東三方町地内）に一時仮置きするものとする。</p>																												

項目	内容																												
3. 仮設用水路	<p>余水吐は本体工事施工中の仮廻し水路として通水するため、仮設計画図に基づき、本体工事着手前に完成しなければならない。</p> <p>仮回し水路の通水量は $1.287\text{m}^3/\text{s}$ を想定している。</p> <p>また、本体施工に先立ち、仮回し水路とともに角落しを設置するものとする。</p> <p>仮回し管は、施工後に撤去するものとし、鋳鉄管の切断が必要な場合は監督職員と協議する。</p> <p>撤去した仮廻し管は監督職員が別に指示する地点に搬入する。</p>																												
4. 仮設桟橋	<p>市道葵 101 号線と 18 号分水工の横断部は、仮設計画図に基づき仮設桟橋を設置しなければならない。また、一般交通に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。</p> <p>仮設桟橋は、次により設置しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>幅員</th><th>自動車荷重</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 65+44.112～</td><td>18m</td><td>T-25</td><td></td></tr> <tr> <td>No. 65+63.762</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	設置場所	幅員	自動車荷重	備考	No. 65+44.112～	18m	T-25		No. 65+63.762																			
設置場所	幅員	自動車荷重	備考																										
No. 65+44.112～	18m	T-25																											
No. 65+63.762																													
5. 補給水ポンプ設備	<p>本線仮締切時、花川用水へ補給水を供給するポンプ能力は $Q=0.106\text{m}^3/\text{s}$ 以上とし、運転期間は原則毎週月曜日午前 10 時～木曜日午前 10 時（本線断水時）以外とする。</p>																												
第6章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。</p>																												
第7章 支給材料	<p>仮回し管については支給材料とする。</p> <p>支給材料は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>φ 1000</td><td>本</td><td>3</td><td>運搬距離 10km 以内</td></tr> </tbody> </table>	品名	規格	単位	数量	備考	ダクタイル鋳鉄管	φ 1000	本	3	運搬距離 10km 以内																		
品名	規格	単位	数量	備考																									
ダクタイル鋳鉄管	φ 1000	本	3	運搬距離 10km 以内																									
第8章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																												
第9章 工事用材料 1. 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 (D13) SD295 (D16) SD345 (D19)</p> <p>2) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメントの 種類による 記号</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>余水吐、階段、流量計室、階段、嵩上げコンクリート、止水壁、土留壁</td></tr> <tr> <td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>コンクリート舗装</td></tr> <tr> <td>無筋 コンクリート (均しコンクリート)</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>余水吐、流量計室、水門</td></tr> </tbody> </table> <p>※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。</p> <p>3) コンクリート 2 次製品 ・PC 床版、スラブブロック、積ブロック</p>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的	鉄筋 コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	余水吐、階段、流量計室、階段、嵩上げコンクリート、止水壁、土留壁	無筋 コンクリート	18	8	25	60 以下	BB	コンクリート舗装	無筋 コンクリート (均しコンクリート)	18	8	25	65 以下	BB	余水吐、流量計室、水門
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的																							
鉄筋 コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	余水吐、階段、流量計室、階段、嵩上げコンクリート、止水壁、土留壁																							
無筋 コンクリート	18	8	25	60 以下	BB	コンクリート舗装																							
無筋 コンクリート (均しコンクリート)	18	8	25	65 以下	BB	余水吐、流量計室、水門																							

項目	内容																																															
	4) 管材類 (1) ダクタイル鉄管 仮廻し管 DD種 K形 花川用水分水工 DB種 K形 (2) ダクタイル鉄異形管 仮廻し管 K形 花川用水分水工 K形 フランジ形																																															
2. 見本又は資料の提出	<p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。</p> <p>なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th colspan="3">提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td><td colspan="3">配合報告書、試験成績書</td></tr> <tr> <td>鉄筋</td><td colspan="3">ミルシート、試験成績書</td></tr> <tr> <td>PC床板</td><td colspan="3">カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>積ブロック</td><td colspan="3">カタログ</td></tr> <tr> <td>碎石</td><td colspan="3">試験成績書</td></tr> <tr> <td>管材類</td><td colspan="3">カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>その他監督職員が指示するもの</td><td colspan="3">試験成績書、見本、カタログ等</td></tr> </tbody> </table>				材料名	提出物			コンクリート	配合報告書、試験成績書			鉄筋	ミルシート、試験成績書			PC床板	カタログ、試験成績書			積ブロック	カタログ			碎石	試験成績書			管材類	カタログ、試験成績書			その他監督職員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等														
材料名	提出物																																															
コンクリート	配合報告書、試験成績書																																															
鉄筋	ミルシート、試験成績書																																															
PC床板	カタログ、試験成績書																																															
積ブロック	カタログ																																															
碎石	試験成績書																																															
管材類	カタログ、試験成績書																																															
その他監督職員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等																																															
3. 監督職員の検査又は試験	<p>次に示す工事材料は、施工前に監督職員の検査又は試験を受けなければならぬ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PC床板、スラブブロック</td><td>外観・寸法</td><td>現場搬入時抽出</td></tr> <tr> <td>積ブロック</td><td>外観・寸法</td><td>現場搬入時抽出</td></tr> <tr> <td>管類</td><td>外観、寸法</td><td>現場搬入</td></tr> </tbody> </table>				材料名	検査・試験項目	備考	PC床板、スラブブロック	外観・寸法	現場搬入時抽出	積ブロック	外観・寸法	現場搬入時抽出	管類	外観、寸法	現場搬入																																
材料名	検査・試験項目	備考																																														
PC床板、スラブブロック	外観・寸法	現場搬入時抽出																																														
積ブロック	外観・寸法	現場搬入時抽出																																														
管類	外観、寸法	現場搬入																																														
第10章 施工																																																
1. 一般事項																																																
(1) 基準点	<p>本工事の基準点及び水準点は、図面「仮設計画図」に示す No65(E.L 48.05m)を使用しなければならない。なお、基準点などの位置データは、測位成果 2011 に対応したものである</p>																																															
(2) 検査又は確認(施工段階確認)	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">掘削</td><td>床付け状況、基準高</td><td>初期床付け完了段階</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>碎石、均しコンクリート</td><td>幅、厚さ、高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>コンクリート基礎</td><td>幅、厚さ、高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>コンクリートブロック積み</td><td>厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>コンクリート構造物</td><td>幅、厚さ、高さ</td><td>各構造物毎の初期施工段階で1箇所</td><td>対象</td><td></td></tr> <tr> <td>指定仮設</td><td>桟橋</td><td>延長、幅</td><td>設置完了時点で1箇所</td><td>対象</td></tr> </tbody> </table>				工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階	対象		地質状況	地質変化時	対象		碎石、均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象		コンクリート基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象		コンクリートブロック積み	厚さ	初期施工段階で1箇所	対象		鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	対象		コンクリート構造物	幅、厚さ、高さ	各構造物毎の初期施工段階で1箇所	対象		指定仮設	桟橋	延長、幅	設置完了時点で1箇所	対象
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考																																												
掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階	対象																																													
	地質状況	地質変化時	対象																																													
碎石、均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象																																													
コンクリート基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象																																													
コンクリートブロック積み	厚さ	初期施工段階で1箇所	対象																																													
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	対象																																													
コンクリート構造物	幅、厚さ、高さ	各構造物毎の初期施工段階で1箇所	対象																																													
指定仮設	桟橋	延長、幅	設置完了時点で1箇所	対象																																												

項目	内容																										
2. 再生資源等の利用	<p>1) 再生資源の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシャラン</td> <td>RC-40</td> <td>管理設基礎</td> </tr> </tbody> </table>					資材名	規格	備考	再生クラッシャラン	RC-40	管理設基礎																
資材名	規格	備考																									
再生クラッシャラン	RC-40	管理設基礎																									
	<p>なお、本工事において管体基礎工として使用する再生碎石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等を除去したものを使用するものとする。</p>																										
3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住所</th> <th>受け入れ時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有筋コンクリート殻 (18号分水工)</td> <td>(有)ワイエス磐田リサイクル工場</td> <td>静岡県磐田市匂坂上996-3</td> <td>8:00~17:00</td> <td>中間処理施設業者</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート殻 (18号分水工)</td> <td>浜北碎石(株)工場</td> <td>静岡県浜松市浜名区四大地2-70</td> <td>8:00~17:00</td> <td>中間処理施設業者</td> </tr> <tr> <td>有筋コンクリート殻 (23号分水工)</td> <td>中野町産業(株)本社</td> <td>静岡県浜松市中央区伊左地町3007-1</td> <td>8:00~17:00</td> <td>中間処理施設業者</td> </tr> </tbody> </table>					建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分	有筋コンクリート殻 (18号分水工)	(有)ワイエス磐田リサイクル工場	静岡県磐田市匂坂上996-3	8:00~17:00	中間処理施設業者	無筋コンクリート殻 (18号分水工)	浜北碎石(株)工場	静岡県浜松市浜名区四大地2-70	8:00~17:00	中間処理施設業者	有筋コンクリート殻 (23号分水工)	中野町産業(株)本社	静岡県浜松市中央区伊左地町3007-1	8:00~17:00	中間処理施設業者		
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分																							
有筋コンクリート殻 (18号分水工)	(有)ワイエス磐田リサイクル工場	静岡県磐田市匂坂上996-3	8:00~17:00	中間処理施設業者																							
無筋コンクリート殻 (18号分水工)	浜北碎石(株)工場	静岡県浜松市浜名区四大地2-70	8:00~17:00	中間処理施設業者																							
有筋コンクリート殻 (23号分水工)	中野町産業(株)本社	静岡県浜松市中央区伊左地町3007-1	8:00~17:00	中間処理施設業者																							
4. 特定建設資材の分別解体等	<p>なお、現場で発生する鋼材（既設ゲート等）は別途指示する仮置き場へ重量を測定後に搬出するものとする。</p> <p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th>工 程</th> <th>作 業 内 容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>					工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																								
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
5. 土工																											
(1) 掘削	<p>1) 掘削</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用する。 ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 ④ 掘削勾配については、1:0.5としているが、試掘調査を行い法面の安定確保が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。 																										

項目	内容
6. 埋戻し及び盛土	<p>1) 置換処理 測点No. 65+31.460～No. 65+81.960区間の埋戻し土は、掘削土又は過年度工事残土(礫混じり粘土)で置換することとしているが、埋戻し土として適さない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 締固め方法 1)締固め方法(管水路部) ① 管頂上60cmまでの埋戻しは、一層の仕上り厚さが30cm程度となるように管の左右均等に巻き出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下(管頂30cmまではコンパクタ・ランマ等)の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度になるよう締め固めなければならない。 ② 管頂上60cm以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、現地盤と同等の締固め度となるよう締め固めなければならない。</p> <p>2) 締固め方法(管水路部以外) 埋戻しは一層の仕上り厚が30cm程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締め固めなければならない。</p>
7. 基礎工	
(1)碎石基礎	碎石基礎の締固めは、十分に締め固めなければならない。
(2)管体基礎	1)基礎部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締め固めなければならない。 なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマなどにより行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。
8. 管体工	
(1)ダクトタイル 鉄管	1)塗覆装 モルタルライニング及び塗装 直管の内面は、JIS A 5314(ダクトタイル鉄管モルタルライニング)によりモルタルライニングをしなければならない。 2)接合部品 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527(ダクトタイル鉄異形管)の付属書(ダクトタイル鉄管用接続部品)による。
9. 練積ブロック工	水抜孔は、硬質ポリ塩化ビニル管Φ75を3m2に1箇所の割合で設置しなければならない。
10. 鉄筋工	鉄筋組立に先立ち、既設コンクリートにあと施工アンカーを設置する。 あと施工アンカーは事前に試験施工を行い、引抜試験により、所定の強度が確保されていることを確認する。 なお、短期引抜強度についてD13は15.4KNとする。
11. 既設構造物撤去工	(1)工事施工上支障となる既設構造物は、事前に構造、寸法、数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。 (2)既設構造物撤去数量については、撤去前に現地にて計測確認を行い、差異が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 (3)既設構造物取壊し及び掘削に伴い発生するネットフェンス等については、全て取り外すものとする。 なお、形状、数量等の確認のため監督職員の立会を受けるとともに、既設再利用しないものを含めて現場発生材報告書を監督職員に提出するものとする。
12. 17号分水工コンクリート舗装	別添図面の範囲にコンクリート舗装を施工する。 少なくとも現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで養生する。
13. 23号分水工	別添図面のとおり、施工するものとする。 (ア) 地上部に突出しているコンクリート枠を地表面高さより15cmで撤去する。 (イ) 地表高さより15cmで支障となる縦軸を切断する。縦足し工法はEF接合(配水用ポリエチレンパイプシステム協会)と想定しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
14. 角落し設置・撤去工	施工期間の断水日に等辺山形鋼、角落しを設置・撤去する。 水路壁3面にゴムシートを設置後、等辺山形鋼を設置し打ち込み式アンカーで固定する。 設置した資材は主工事完了後、断水日にして撤去する。

項目	内容
15. 余水吐仮締切工設置・撤去	余水吐1次施工完了後、吐き出し口に角落し(敷き鉄板)を設置する。止水版を設置後角落し(敷き鉄板)を設置し、打ち込み式アンカーボルトで固定する。下部は等辺山形鋼と角落し(敷き鉄板)を溶接する。設置した資材は仮廻し完了後、すべて撤去する。
16. ポリエチレン管切断、EF接合	23号分水工空気弁のポリエチレン管を切断後、EFカプラーを用いEF接合する。
17. 角落しコンクリートはつり	幹線水路へ角落しを設置する箇所のコンクリート天端・ハンチのはつりを行う。
18. 見積施工歩掛実態調査	上記14～18の作業について見積施工歩掛実態調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、様式等については別途指示する。
第11章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1－1－10に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。
2. 施工管理の追加項目	この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」)によるものとする。なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。
3. 工事写真における黒板情報の電子化	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>

項目	内容
4. 工事現場等における遠隔確認について	<p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が 動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で 工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する 実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、MicroSoft Teams である。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする</p>
第12章 天災その他不可抗力	<p>天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。</p> <p>本工事仮締切計画流量を 1.287m³/s と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。</p>
第13章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 断水期間に変更が生じた場合。 (2) 工事期間中に工事目的物を使用したことによって受注者に損害を及ぼした場合。 (3) 施工方法等が変更となった場合。 (4) 既設水路に補修等が必要となった場合。 (5) コンクリート工の養生対策が必要になった場合。 (6) 排水量に著しい変更が生じ、水替え工法の変更が生じた場合。 (7) 新たに水替工が必要となった場合。 (8) 上流からの送水、または下流への通水に係る新たな対応が必要となった場合。 (9) 振動・騒音調査が必要となった場合。 (10) 防音・防振・防塵対策及び濁水処理が新たに必要となった場合。 (11) 花川用水分水工の流量計室に変更が生じた場合。 (12) 現場発生材の処理方法に変更が生じた場合。 (13) 関係機関との協議により、第 4 章 3. 第三者に対する措置に変更が生じた場合。 (14) 第 5 章の指定仮設に変更及び追加が生じた場合。 (15) 新たな産業廃棄物処理が必要となった場合。 (16) 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要が生じた場合。 (17) 交通誘導警備員の配置計画に変更が生じた場合。 (18) 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。 (19) 現場搬入路及び資材置き場に障害物が確認され、移設等が必要になった場合。 (20) 関係機関または第三者との協議により変更が生じた場合。 (21) 資材調達において、遠隔地からの調達が必要となった場合。 (22) 歩掛調査等の追加が生じた場合。 (23) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。 (24) 関連工事に変更が生じた場合。 (25) その他精査により変更が生じた場合。 (26) その他、監督職員が必要と認めた場合。
第14章 設計変更の業務	<p>受注者は設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。</p> <p>なお、その経費については別途協議の上、設計変更時に計上する。</p>
第15章 その他 1. 契約後VE提案	<p>1) 定 義</p> <p>「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>2) VE 提案の意義及び範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

項目	内容
	<p>3) VE 提案書の提出</p> <p>① 受注者は、2)のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ア) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）</p> <p>ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>オ) 工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項</p> <p>カ) その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>② 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE 提案の適否等</p> <p>① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在</p> <p>発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>
2. 入札後契約前VE 提案	工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
3. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
4. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

項目	内容
5. ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>「ワンデーレスpons」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。</p>
6. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>(5) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p>
7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p>

項 目	内 容
	<p>(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。</p> <p>また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</p> <p>(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
8. 現場環境の改善	<p>本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ul style="list-style-type: none"> シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） <p>(2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p>
9. 現場環境改善費	

項目	内容	
	計上項目	実施する内容（率計上分）
	(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	
	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盜難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

項目	内容
10. 週休2日制工事の試行	<p>(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p> <p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。</p>

項目	内容																			
① 準正係数		4週8休以上																		
	現場閉所率	28.5%（8日／28日）以上																		
	労務費	1.02																		
	機械経費（賃料）	1.02																		
	共通仮設費（率分）	1.02																		
	現場管理費（率分）	1.05																		
	② 準正方法																			
	<p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした準正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す準正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた準正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p>																			
	<p>（6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下の通り補正する。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名城</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工(太径鉄筋を含む)</td> <td></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工(ガードレール)</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工(横断・転落防止柵)</td> <td>設置</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック積工</td> <td></td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>構造物取壊し工</td> <td>機械</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>		名城	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02	防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	コンクリートブロック積工		1.02	構造物取壊し工	機械
名城	区分	補正係数																		
		4週8休以上																		
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02																		
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00																		
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02																		
コンクリートブロック積工		1.02																		
構造物取壊し工	機械	1.02																		

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

項目	内容								
12. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	<p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <table border="1"> <tr> <td>【働き方改革】</td> </tr> <tr> <td>□週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</td> </tr> <tr> <td>□若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</td> </tr> </table> <p>② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（II工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <table border="1"> <tr> <td>□休日の確保を行った。</td> </tr> <tr> <td>□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕</td> </tr> </table> <p>○事業（務）所長用</p> <table border="1"> <tr> <td>□工程管理に係る積極的な取組が見られた。</td> </tr> <tr> <td>□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕</td> </tr> </table> <p>③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことと加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長</p> <table border="1"> <tr> <td>□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕</td> </tr> </table> <p>(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p> <p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>　　営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 　　労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提示するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>	【働き方改革】	□週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。	□若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。	□休日の確保を行った。	□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕	□工程管理に係る積極的な取組が見られた。	□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕	□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕
【働き方改革】									
□週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。									
□若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。									
□休日の確保を行った。									
□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕									
□工程管理に係る積極的な取組が見られた。									
□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕									
□その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕									

項目	内容
13. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>
14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
15. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工 期：工事の始期から令和7年3月17日（工事完了期限日）まで ただし、令和6年9月2日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。 ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から令和7年3月17日まで工事を完了させること。</p>
16. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

項目	内容
17. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>ア 真夏日 日最高気温が30°C以上の日をいう。 ただし、新型コロナウィルス感染症対策（フェイスシールド・マスク等）を伴う熱中症予防対策を行った期間においては、日最高気温28°C以上の日とする。</p> <p>イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \frac{\text{真夏日}^{※1}}{\text{工期}}$ <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> $\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※2}$ <p>※2 補正係数：1.2</p> <p>(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「17号分水工・18号分水工」、「23号分水工」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。</p> <p>(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。(さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。)</p> <p>本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。</p> <p>この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>
18. 施工箇所が点在する工事の適用	
19. 部分払いについて	
第16章 定めなき事項	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費目	費用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費 現場事務所、施工室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用 労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計		
合 計			

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、施工室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
		小 計				
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						